政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十三号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、二四五人」を「一、二六五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、八二〇人」を「三一、八四八人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、七四七人」を「二〇、七六七人」に改め、同表合計の項中「二九八、四八七人」を「二九八、五五五人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に、「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第三項の表中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千円」を「八千五十円」に、「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千円」を「八千五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

総務大臣　石田　真敏

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三